

4 予算の仕組み

目 次

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 基本的な考え方 | 予算- 1 |
| 2 総合区長がマネジメントできる財源の充実 | 予算- 2 |
| 3 総合区長の予算意見具申権の具体化 | 予算- 4 |
| 4 総合区予算の「見える化」 | 予算- 6 |

(1) 基本的な考え方

制度検討の背景

- ◆ 大阪市ではニア・イズ・ベターの考え方に基づき、区CM制度を設けるなど、区の特性を活かす取組みを他の政令指定都市に先駆けて実施
- ◆ 総合区制度の創設により、予算に関して総合区長が市長に意見を述べる権限（予算意見具申権）も法律で新たに位置付け

【予算編成は市長の権限】

※ 区CM（シティ・マネージャー）とは、区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置付け、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入。区CMは区長をもって充てる

(2) 検討の視点

総合区長の
自律性の強化

総合区長が直接マネジメントできる
財源の充実

⇒ 地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実

総合区長の予算意見具申権の
具体化

(総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築)

⇒ 市全体としての施策の一体性を確保・継続

総合区予算の
「見える化」

予算の「見える化」をさらに充実

新たなサービスに必要な財源確保の
インセンティブをいかに保障するか

住民ニーズを市政・区政により的確に
反映できる仕組みをいかに整備するか

総合区長が市長と施策方針を共有す
るための仕組みをいかに制度化するか

拡大する総合区予算についての説明
責任をいかに果たすか

2 総合区長がマネジメントできる財源の充実

(1) 地域の実情に応じた特色ある行政サービスの実現

現状

- ◆ 区CM制度では、区長が区CMの立場で各局を指揮して事業実施できるが、関与は間接的

総合区設置後

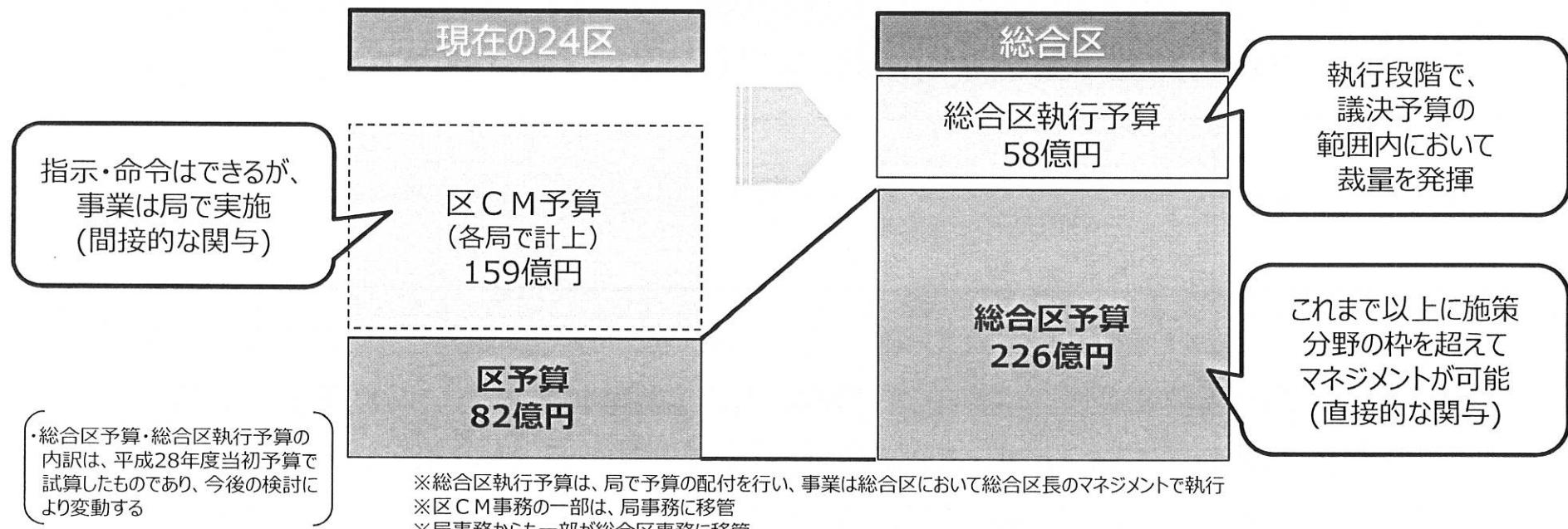
- ◆ 事務分担に応じて、総合区長が直接マネジメントできる財源（総合区予算）を充実
- ◆ これまで以上に施策分野の枠を超えた予算の策定、選択と集中による事業の再構築が可能
- ◆ 区の管理資産の有効活用や寄附金などにより、現在のインセンティブ制度を活用して新たに確保した歳入は、総合区の財源として活用

総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、
地域の実情や住民ニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現

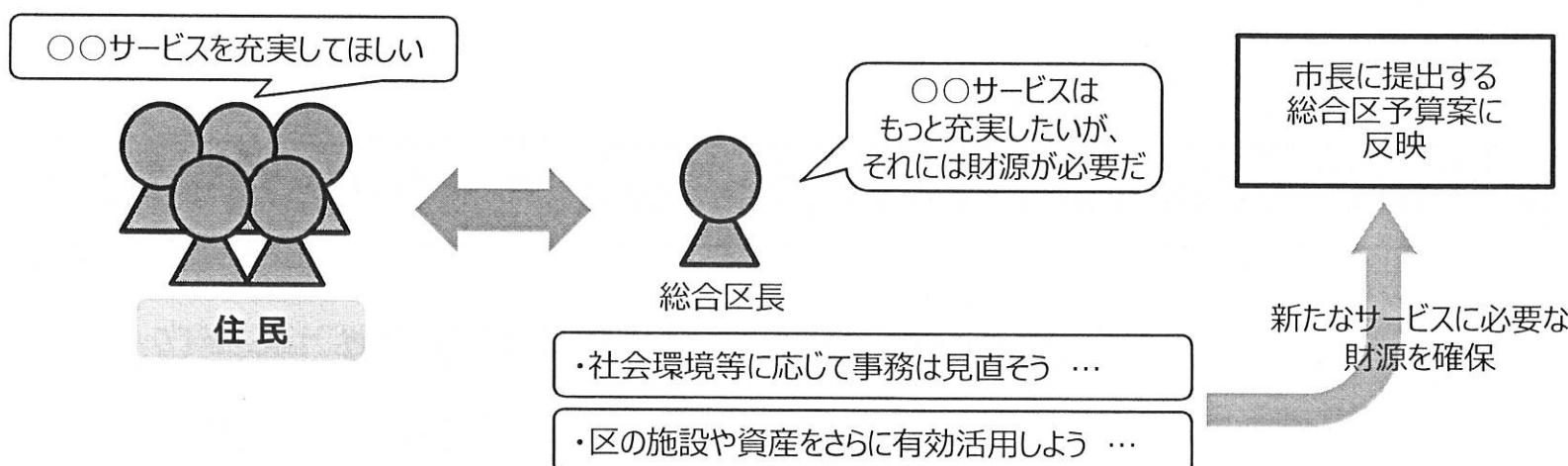
2 総合区長がマネジメントできる財源の充実

予算-3

(2) 総合区長が直接マネジメントできる財源の充実イメージ



総合区長のマネジメントとは



3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(1) 住民ニーズを市政・区政に的確に反映

考え方

- ◆ 総合区長の「予算意見具申権」が法定化されたことを受け、住民ニーズを把握する総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備
- ◆ 住民に密接に関わる各局所管の事務も意見具申の対象

総合区設置後

◆ 予算編成に先立つ方針策定プロセスからの参画

○ サマーレビュー（仮称）の設定

- ・ 次年度の予算編成に向け、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見交換

[サマーレビュー（仮称）の想定テーマ
⇒ 住民ニーズを踏まえた総合区の現状と課題、次年度の市政運営や予算編成に向けた意見等]

○ 戦略会議など方針策定の場への直接参画

- ・ 「市政運営の基本的な考え方」「予算編成方針」の策定議論に総合区長が直接参画
- ・ 住民ニーズを発信しつつ、市政の現状・課題やめざす姿について市長・副市長と認識を共有

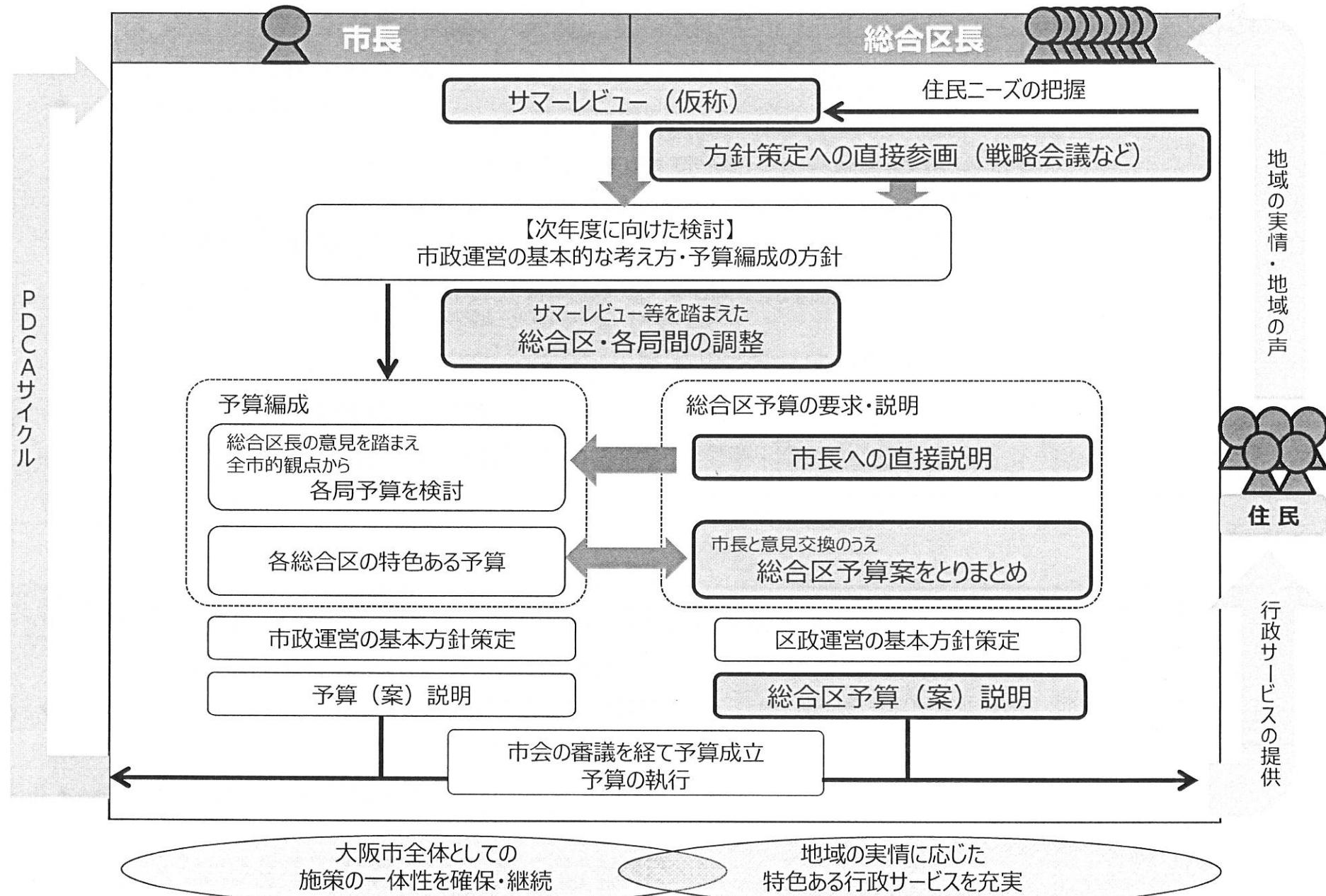
◆ 予算編成段階の関与

- ・ 総合区予算の要求内容について、市長に直接説明する場を設定
- ・ 予算編成過程で、市長や副市長（各局）と意見交換を行い、総合区の取組内容を総合区予算案としてとりまとめ

市全体の施策の一体性を確保・継続しつつ、住民ニーズを市政・区政に反映

3 総合区長の予算意見具申権の具体化

(2) 予算編成プロセス

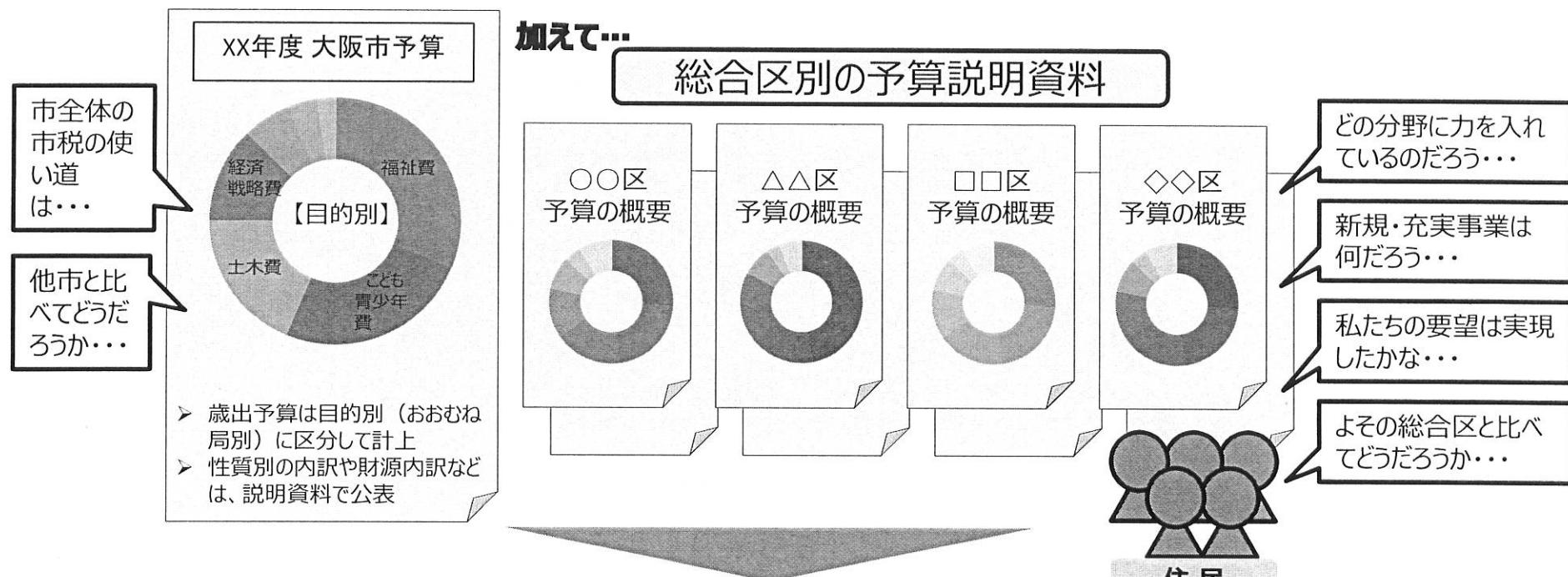


4 総合区予算の「見える化」

(1) 拡大する総合区予算についての説明責任

総合区設置後

- ◆ 総合区長が財務マネジメントをより発揮できることになるため、その内容について説明責任を果たす
- ◆ 個々の総合区の予算の姿が分かり、他の総合区との比較も可能となるよう、予算書の構成や新たな説明資料の工夫などについて検討を重ね、予算の一層の「見える化」を推進



地域住民の市政・区政への理解と関心が高まり、
より一層声が届きやすい市政・区政の実現へ

総合区予算等の内訳（28年度予算ベース）

現行の24区		総合区	
	主な事務 (単位：百万円)		主な事務 (単位：百万円)
局予算 27億円 →局	(子ども) 「はじめ」・「不登校」対策（スクールカウンセラー配置） (187) (病児・病後児保育事業(238) (まちづくり) 臨港道路、緑地及び防災施設等の維持管理 (都市基盤整備) 舗装維持補修（幹線道路）(442) 照明灯の補修事業（幹線道路）(141) 公園樹・街路樹の保全育成（大規模公園） (127)	総合区 執行予算 58億円	(子ども) 一時預かり事業（民間保育所等分）(183) 子育てプラザの運営(642) 児童いき放課後事業(3,387) 地域子育て支援拠点事業(378) (福祉) 民生委員活動事業(128) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 (536) 地域生活支援事業（障害者相談支援、 地域自立支援協議会）(334)
区CM 予算 159億円	74億円 →総合区	区CM 予算 226億円 →総合区	(福祉) 老人福祉センターの運営(490) (まちづくり) 放置自転車対策(650) (都市基盤整備) 舗装維持補修（生活道路）(1,165) 照明灯の補修事業（生活道路）(401) 公園樹・街路樹の保全育成（住区等公園） (299) (住民生活) スポーツセンターの運営(868) プール、屋内プールの運営(1,546)
区予算 82億円	82億円 →総合区	区予算 70億円 →総合区	(北区) 地域活性化事業(247) 区役所附設会館管理運営事業(106) (中央区) 区総合庁舎設備等改修費(117) (淀川区) 淀川区役所運営事務経費(110)
局予算 70億円			(子ども) 保育所・幼稚園の施設管理業務(362) (環境) 清掃に関する事務（生活道路）(259) (都市基盤整備) 電気・機械設備の維持管理（生活道路） (901) (住民生活) 区役所住民情報業務等民間委託事務(817)

5 財產管理

目 次

1 基本的な考え方	財産- 1
2 総合区長の財産管理権限	財産- 3

(1) 財産に関する権限について

法的な位置付け

- ◆ 「地方自治法」では、財産の「取得」、「管理」、「処分」は長の権限と規定
(規則等で、「取得」、「処分」については契約管財局長等が専決できる場合を規定、「管理」については局長・区長等に委任)

総合区長の財産管理にかかる検討の視点

① 「取得」・「処分」

- ◆ 「取得」にあたっては、行政サービスの公平性の確保の必要から、特定の総合区に財産が偏らないよう市全体の総合的な観点が必要
- ◆ 「処分」にあたっては、市全体の財産の有効活用の観点が必要

② 「管理」

- ◆ 目的に応じて効率的に管理・運用するためには、行政事務の実施主体が財産管理を行うことが適当

- ① 「取得」・「処分」権限は、市長（契約管財局長等）に残し、
- ② 住民に身近な財産の「管理」権限は、総合区長に移管

(2) 総合区長の財産管理

現状

- ◆ 所管事務に応じて、局長または区長が財産を管理
- ◆ 区長が管理する財産は区役所庁舎などの区長の所管事務に関するものであり、区域内の住民が利用する施設の多くを局長が管理
- ◆ 市域全域で画一的な運用となる傾向

総合区設置後

- ◆ 事務分担に応じて、住民に身近な財産を総合区長が管理

- ◆ 総合区長が住民に身近なところで的確にニーズを踏まえながら、より一層きめ細かで柔軟な財産管理（施設運営）が実現
- ◆ 局長のもとで局ごとに管理している財産を、総合区長が横断的に管理することにより、総合区単位でのファシリティマネジメントが実現

2 総合区長の財産管理権限

(1) 総合区長が管理する主な施設

	こども	福祉	教育	まちづくり	住民生活	
局長 管理	こども相談センター	おとしよりすこやかセンター	小中学校 高等学校 図書館	市営住宅 港湾事業施設 戦略拠点開発（うめ きた地区等）	中央体育館 大阪プール クレオ大阪	
現区 長	子ども・子育てプラザ 市立保育所	老人福祉センター 老人憩いの家	市立幼稚園	自転車駐車場施設 (駐輪場) 地域の実情に合わせ たまちづくりを検討す る用地	スポーツセンター プール・屋内プール	
					区庁舎 区民センター 地域集会所	

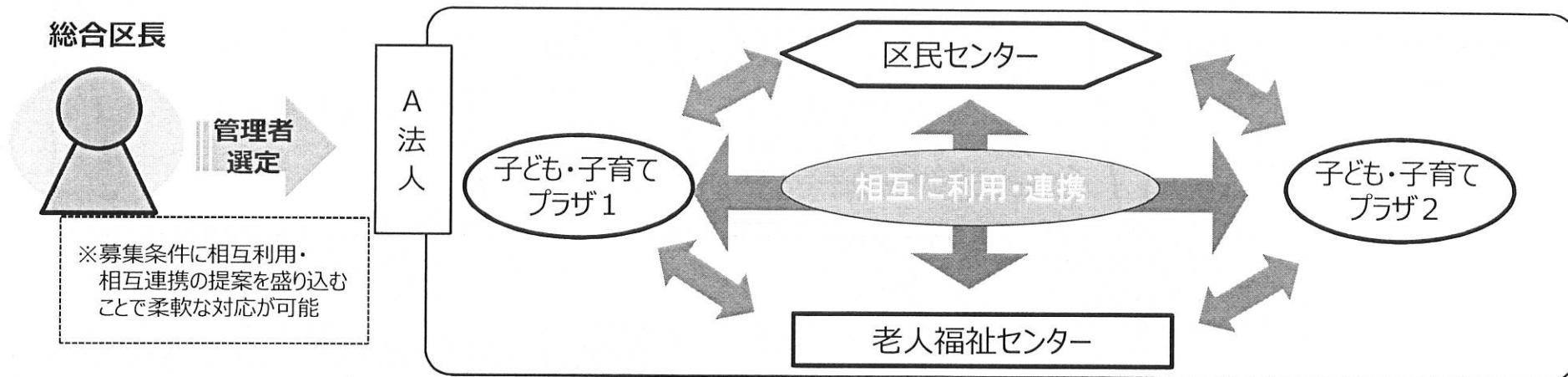
効果のイメージ

- 子ども・子育てプラザなど市民が利用する施設について、施設の相互利用・連携など柔軟な対応が可能となる
- 迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕が可能となる
- 市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりが可能となる

参考

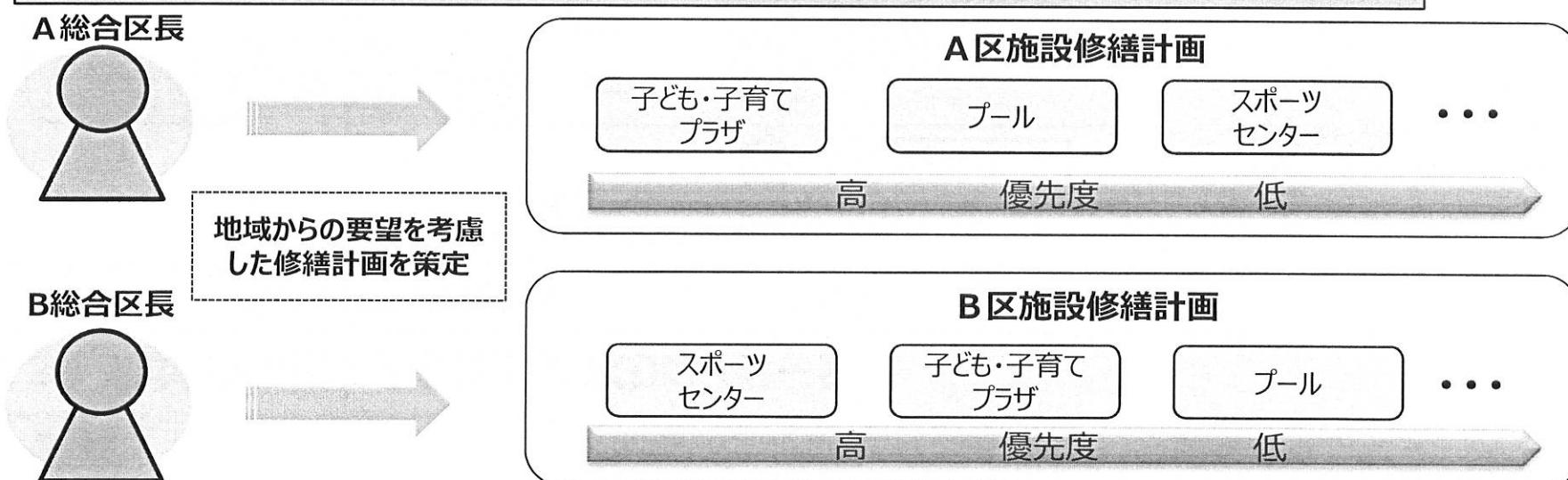
(1) 施設の柔軟な運営のイメージ

- ◆ 類似施設の管理者を一括して選定



(2) 地域の要望を考慮した施設の修繕のイメージ

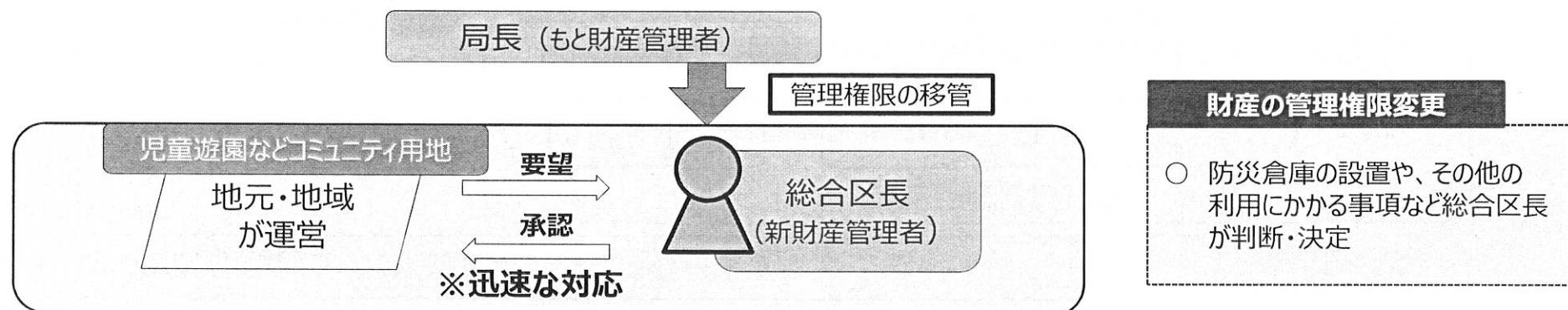
- ◆ 地域で最も修繕ニーズの高い施設へ予算を優先配分



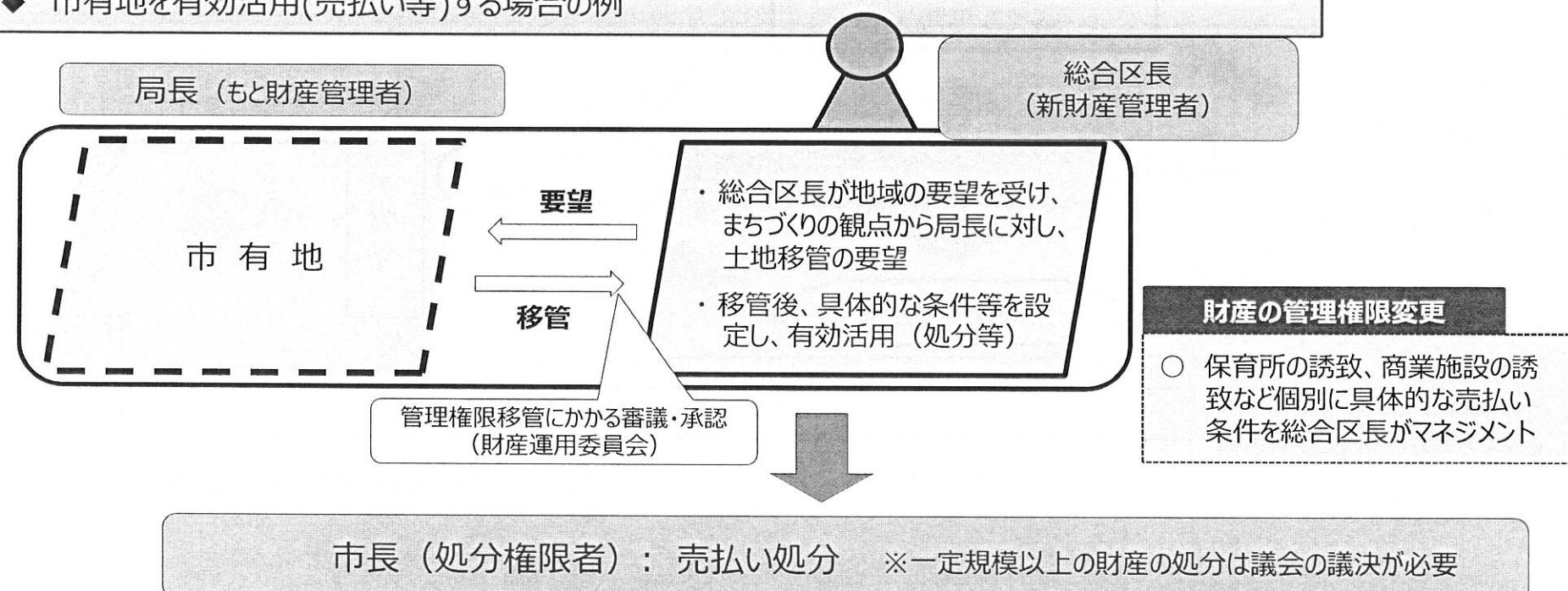
参考

(3) 地域の実情に応じたまちづくりのイメージ

◆ コミュニティ用地を活用する場合の例



◆ 市有地を有効活用(売払い等)する場合の例



6 総合区政会議 地域自治区・地域協議会

目 次

1 基本的な考え方	地域- 1
2 総合区政会議	地域- 3
3 地域自治区（事務所）	地域- 4
4 地域自治区（地域協議会）	地域- 5

(1) 住民意見を反映するための仕組みの構築

制度検討の背景

総合区設置にあたっては、
地域の実情に応じた行政サービスをより身近なところで提供することをめざしつつ、
行政の効率性のバランスにも考慮し、現在の24区を8区に合区

一方、市民には合区に対して、

- 「育んできた今の地域コミュニティが壊れるのでは…」
- 「地域の声が届かなくなるのでは…」
- 「区役所の窓口が、今より遠くなるのでは…」

などの不安感がある

対応

総合区単位での地域の実情に応じた区政運営を基本とし、次の仕組みを整える

- ◆ 総合区単位での住民の声を、区政に反映する仕組み
- ◆ 現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組み

(2) 総合区政会議の設置

総合区全体の観点から、住民意見を区政に反映するため、8 総合区それぞれに「総合区政会議」を設置

(3) 地域自治区の設置 【制度概要については地域- 8 を参照】

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である「地域自治区」を現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置

[名称は、○○地域自治区とする (○○には、現在の区名を残す)]

- ◆ 地域自治区の事務所を設置
⇒ 窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持
- ◆ 地域協議会を設置
⇒ 地域住民の多様な意見を市政・区政に反映

2 総合区政会議

地域-3

(1) 総合区政会議の役割

総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みが必要

◆ 現在の区政会議の総合区版である総合区政会議を設置

(※現在と同様、大阪市独自の条例により設置)

委員の意見を求める事項としては、以下のようなものを想定（現在の区政会議と同様）

- 区の総合的な計画に関する事項
- 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項
- 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要ものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項

(2) 総合区政会議の委員

◆ 総合区政会議の委員要件等

- 構成：地域協議会委員のうちから推薦された者

地域団体から推薦された委員

公募委員

学識経験者等

} 住所要件はなし

- 任期：2年

- 人数：10人以上50人以下の範囲内

- 報酬：報酬を支給しない

「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考

3 地域自治区（事務所）

（1）地域自治区の事務所の概要

◆ 事務

- 地域協議会の運営などの事務に限らず、窓口サービスを実施

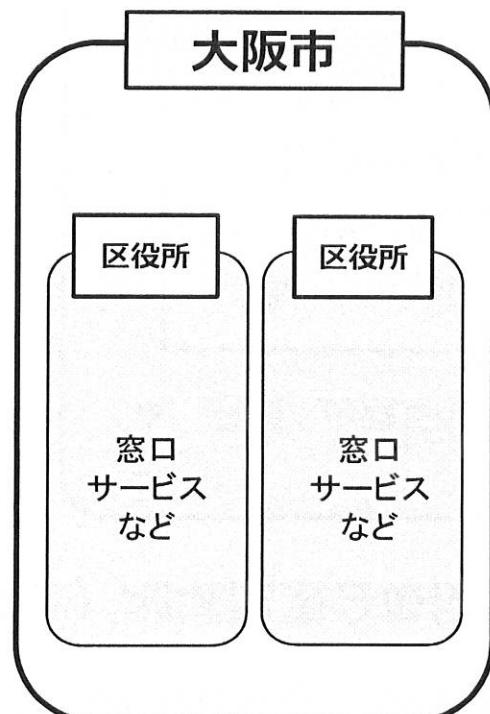
※現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施

◆ 名称

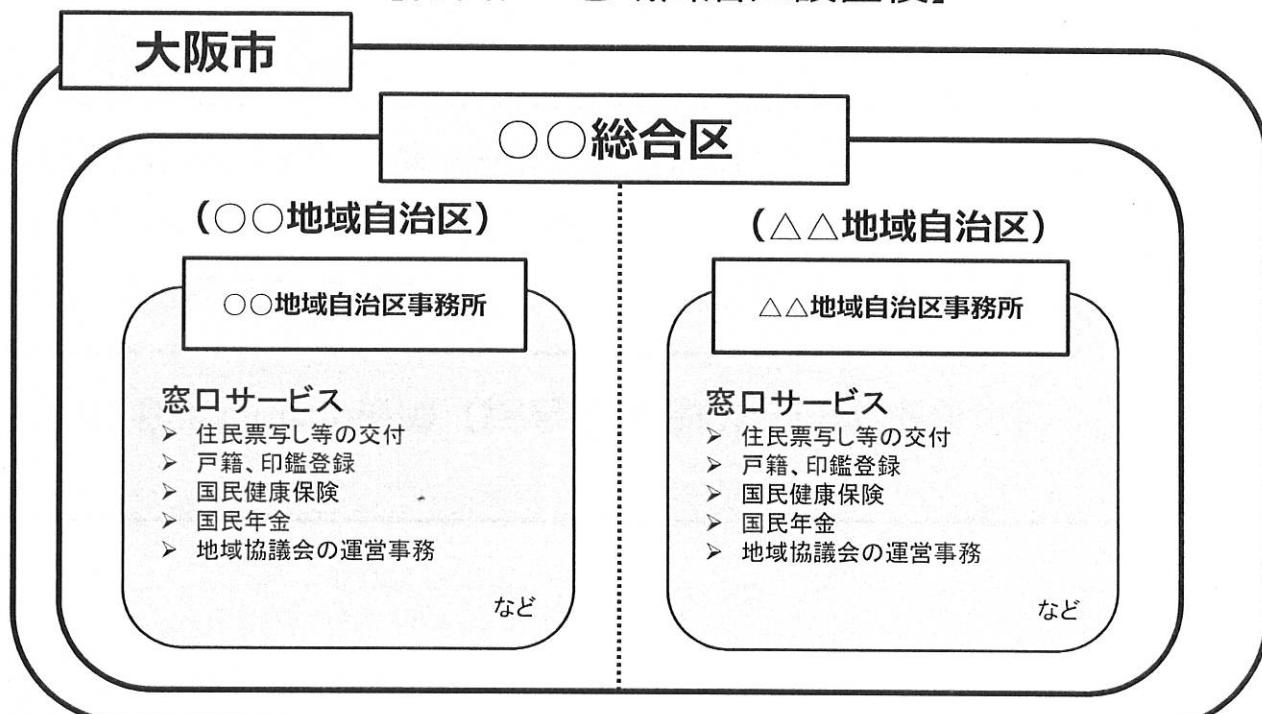
- 事務所の名称は、○○地域自治区事務所とする ※○○には、現在の区名を残す

《イメージ》

【現在】



【総合区・地域自治区設置後】



4 地域自治区（地域協議会）

（1）地域協議会の役割

- ◆ 詮問への答申・建議により、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる

- 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

- ◆ また、市長は、条例で定める重要な事項で地域自治区の区域に係るものを見定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

重要な事項としては、以下のようなものが想定される

- 市が策定する基本的な構想、基本計画等のうちその区域に係る事項
 - 区域内の公の施設の設置・廃止及びその管理に関する基本的事項

※ 重要な事項を規定する条例については、具体的な事項を検討のうえ、定めることとする

(2) 地域協議会の委員

- ◆ 地域協議会の委員要件等
 - 構成：地域団体から推薦された委員
 - 公募委員
 - 学識経験者等
 - 任期：2年
 - 人数：10人以上50人以下の範囲内
 - 報酬：報酬を支給しない
- } いずれも地域自治区の区域内に住所を有する者に限る
- 〔「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考〕

(参考) 現在の区政会議の役割

- ◆ 区長により区民等から選定された構成員が、区長の求めに応じ意見を述べる
- ◆ 施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聞くことが目的であり、建議機能はない

→ 24区単位で住民意見を区政に反映する役割は、現在の区政会議と地域協議会は共通

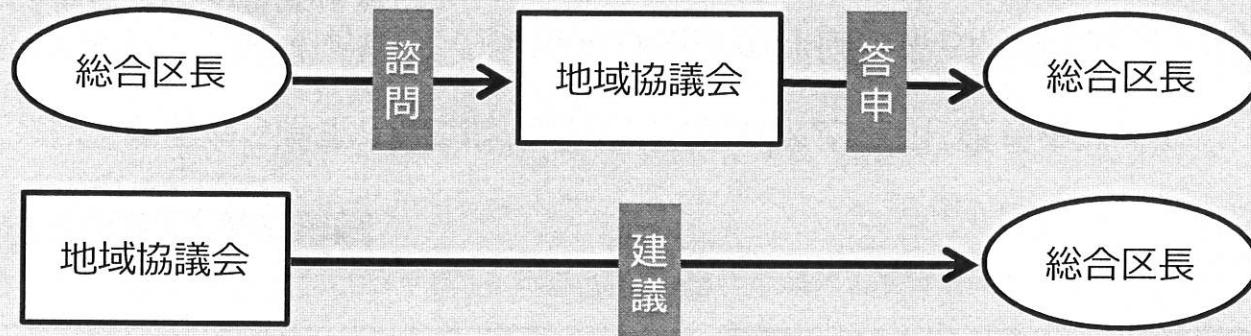
4 地域自治区（地域協議会）

地域-7

（3） 詮問・答申、建議のパターン例

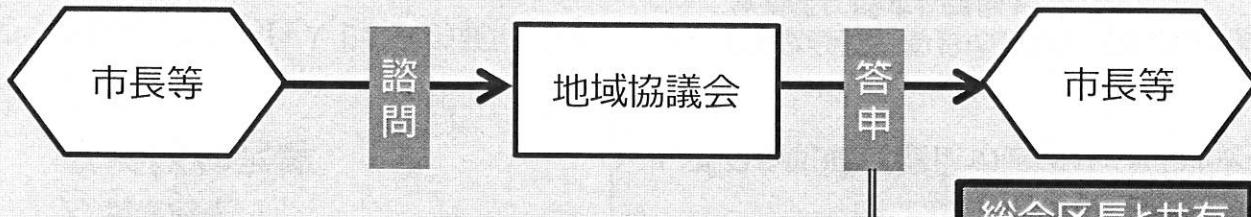
総合区長が所管する事務

【諮問・答申】

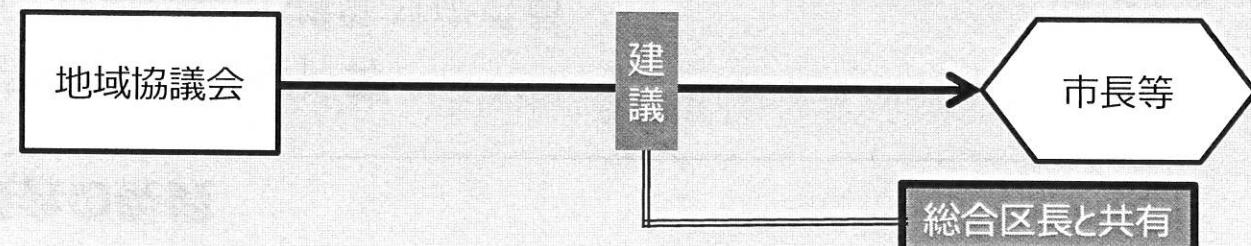


総合区長が所管しない事務

【諮問・答申】



【建議】



必要に応じ、適切な措置を講ずる

参考（地域自治区制度の概要）

（1）根拠

- ◆ 市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例で設置できるとされており、分掌する事務を執行する「事務所」と、住民意見を反映するための「地域協議会」を設置することとされている（地方自治法第202条の4、第202条の5）

（2）地域自治区の性格

- ◆ 法人格を持たない行政区画の一種

（3）地域自治区の事務

- ◆ 地域自治区に分掌させ得る事務の範囲は、市町村長の権限に属する事務全般（地域協議会の事務局に限定されない）
- ◆ 事務所を設置し、事務所の長は市町村長の補助機関である職員が充てられる

（4）地域協議会

【位置付け】

- ◆ 附属機関（合議体として意思決定を行う）

【委員】

- ◆ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任（多様な意見が適切に反映されるよう配慮）

- ◆ 任期は4年以内

- ◆ 報酬を支給しないことができる

〔地制調答申：原則として無報酬とする〕

〔衆参附帯決議：原則として無報酬とするよう周知すること〕

【権限】

- ◆ 下記事項について審議し、市長その他の市の機関（総合区長含む）に意見を述べる権限
 - ◇ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ◇ その他、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ◇ 市の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項
- ◆ 市長は、条例で定める重要な事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない

▶ 市長その他の市の機関は、上記意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない